

総社市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第 4 号

総社市水道事業会計規程の一部を改正する規程

総社市水道事業会計規程（平成 2 6 年総社市水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（領収書の交付） 第 1 9 条 企業出納員，現金取扱員，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関及び第 4 条の 2 の規定により水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は，収入の納付を受けた場合は，直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。<u>ただし，口座振替の方法により収入の納付を受けた場合は，この限りでない。</u>	（領収書の交付） 第 1 9 条 企業出納員，現金取扱員，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関及び第 4 条の 2 の規定により水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は，収入の納付を受けた場合は，直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず，口座振替による納付者については，口座振替済通知書による通知をもって領収書に代えることができる。</u>

附 則
この規程は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。